

国立大学法人富山大学役員退職手当規則

平成 17 年 10 月 1 日制定

平成 18 年 4 月 1 日改正

平成 22 年 4 月 1 日改正

平成 25 年 1 月 22 日改正

平成 30 年 2 月 27 日改正

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人富山大学の役員（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）が退職（解任及び死亡を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規則の定めるところによる退職手当は、役員が退職し又は解任された場合に、その者（死亡による退職の場合にはその遺族）に支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第 3 条 この規則において「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしないが、役員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族（民法第 725 条に規定する者をいう。）
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第 2 号に該当しないもの
- 2 この規則の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、第 2 号及び第 4 号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。
- 3 この規則の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が 2 人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。
- 4 第 1 項第 1 号の規定は、国家公務員共済組合法にいう配偶者の意義について（大蔵省主計局長照会昭和 38 年 9 月 28 日決裁）の見解による。
- 5 役員の死亡当時、第 1 項に規定する遺族がないときは、退職手当を支給しない。
- 6 次に掲げる者は、この規則の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。
- (1) 役員を故意に死亡させた者
 - (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第 4 条 退職手当の額は、役員としての在職期間 1 月につき退職の日におけるその者の本給月額に 100 分の 12.5 の割合を乗じて得た額に 100 分の 83.7 を乗じて得た金額とする。

2 前項の規定による退職手当の額は、文部科学省国立大学法人評価委員会が行う業績評価

の結果及び役員としての職務実績を勘案し、学長が100分の10の範囲内でそれを増額し又は減額することができる。

(在職期間の計算)

第5条 在職期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦にしたがって計算するものとし、1月に満たない端数(以下「端数」という。)を生じたときは1月と計算するものとする。

(再任等の場合の取扱い)

第6条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

(職員との在職期間の通算)

第7条 役員が引き続いて職員(常時勤務に服することを要しない者(契約職員を含む。))を除く。以下同じ。)となったときは、この規則による退職手当は支給しない。

2 職員から引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の引き続いた職員としての在職期間を含むものとする。

(職員の在職期間を有する役員の退職手当の額の特例)

第8条 前条第2項の役員が退職した場合の退職手当の額は、第4条にかかわらず、役員退職時の本給月額に、役員としての引き続いた在職期間を国立大学法人富山大学職員退職手当規則(以下「職員退職手当規則」という。)第7条に規定する在職期間とみなし、同規則の規定により算出した支給率を乗じて得た額とする。

2 前項の役員に対する退職手当の額については、役員としての在職期間におけるその者の業績に応じ、これを増額し又は減額することができる。

(国家公務員として在職した後引き続いて役員となった者に対する退職手当にかかる特例)

第9条 役員のうち、学長の要請に応じ、引き続いて国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「退職手当法」という。)第2条第1項に規定する職員をいう。以下同じ。)となるため退職をし、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続いた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、国家公務員として在職した期間の第4条の適用に係る本給月額については、国家公務員として在職した期間の役職等を勘案し、学長が別に定める。

3 国家公務員が、国の機関の要請に応じ、引き続いて役員となるため退職をし、かつ引き続いて役員となった場合におけるその者の役員としての引き続いた在職期間には、その者の国家公務員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ引き続いて国家公務員となった場合又は第3項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて国家公務員となった場合においては、別に定める場合を除き、この規則の規定による退職手当は支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職

手当の額については、第4条の規定にかかわらず当該退職の日に国家公務員に復帰し国家公務員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（国家公務員として引き続いた在職期間を含む。）を退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における本給月額を、当該役員が第3項に規定する役員となるため国家公務員を退職した日における国家公務員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、学長が別に定める。

（退職手当の支給）

第10条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を支給する。

2 支給を受けるべき者が退職手当を自己の預金又は貯金口座への振込みを申し出た場合には、その方法によって支払うものとする。

（職員退職手当規則の準用）

第11条 職員退職手当規則のうち、第10条（懲戒解雇等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）、第11条（退職手当の支払の差止め）、第12条（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）、第13条（退職をした者の退職手当の返還）、第14条（遺族の退職手当の返還）、第15条（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の返還）、第16条（役員会等の審査）の規定は、役員に準用する。この場合において、「懲戒解雇等処分」とあるのは「国立大学法人富山大学役員規則第6条第2項第2号の規定による解任」と読み替えるものとする。

（端数の処理）

第12条 この規則により計算した確定金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（実施細則）

第13条 退職手当の支給手続その他、この規則の実施に必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する

2 この規則の施行日の前日において、旧富山大学法人、旧富山医科薬科大学法人及び旧高岡短期大学法人の役員であった者が、施行日に富山大学法人の役員となった場合、施行日前の在職期間（在職期間に通算されることとなっていた期間を含む。）は第4条で定める在職期間に通算できる。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 改正後の規定は、この規則の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100 分の 87」とあるのは、平成 25 年 2 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間においては「100 分の 98」と、同年 10 月 1 日から平成 26 年 6 月 30 日までの間においては「100 分の 92」とする。

附 則

この規則は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。